

## 1 緑の基本計画とは

「都市緑地法」及び「福岡市緑地保全と緑化推進に関する条例」に基づく『緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画』です。

## 2 「福岡市 新・緑の基本計画」策定の背景と目的

本市では平成11年に策定した「福岡市緑の基本計画」に基づき、平成22年を目標年次として緑化政策を進めていますが、その後の緑をとりまく社会情勢・市民ニーズの変化や新しい法制度等の創設、本市の緑の課題等への対応が必要なことから、新たな計画を策定するものです。

## 3 本計画における「緑」の定義と「緑の役割」

### 「緑」とは

この計画で対象とする「緑」は、市域内における

- 公園、森林、農地、河川・水面
- 道路や学校等の公共公益施設の樹木等の緑地  
または緑被されたオープンスペース
- 民有地の樹木等の緑地  
または緑被されたオープンスペース



としています。

また、湾内の水面も緑とともに良好な環境を形成する重要な要素と位置づけます。

### 緑の役割

緑は、人々の豊かな生活を生み出していくための多様な役割を担っており、本市では、緑には大きく次の6つの役割が求められています。

#### 都市環境の改善

- ヒートアイランド現象の緩和
- CO<sub>2</sub>の吸収とO<sub>2</sub>の供給、大気中の浮遊物の吸着
- 雨水の保水機能、気候や水循環をコントロール

#### 生物の生息・生育環境の維持

- 生態系を支える基盤
- 多様な生物の生息地
- エコロジカルネットワークの形成

#### 災害の防止、避難地の確保

- 防風、防火
- 土砂流出、崩壊防止
- 洪水の緩和



#### レクリエーションの場の提供

- ストレスや疲れを癒す散策
- 休養、遊び、健康増進の場

#### 美しくやすらぎのある風景の形成

- 都市景観に彩りややすらぎを与える
- 原風景の形成

#### 歴史的風土の継承

- 歴史を物語る1つの要素
- 風土を構成する要素

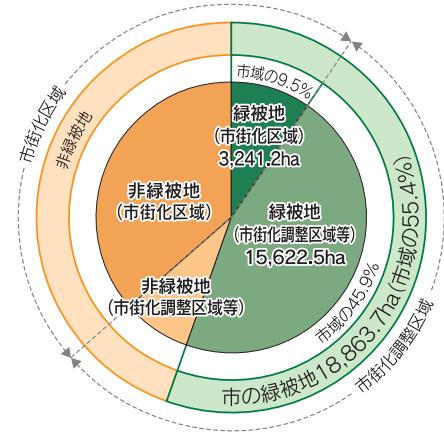
## 4 目標年次

目標年次は、概ね10年後の2020年(平成32年)とします。

## 緑の現況

### 全市域の55.4%、市街化区域の20.7%が緑被地

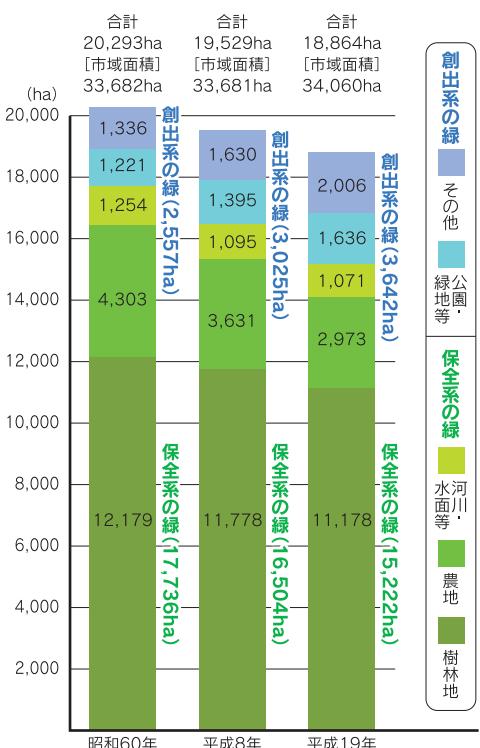
■本市の緑被地と非緑被地の構成(H19)



### 11年間で665ha(大濠公園16.6個分)の緑が減少

11年間で保全系の緑は1,282ha減、創出系の緑は617ha増。

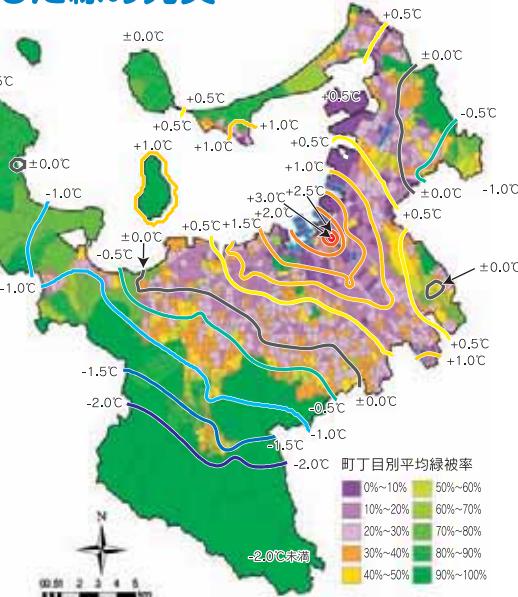
■全市域の緑の量の変遷



## 緑の課題(特に重要なもの)

### 地球温暖化やヒートアイランド現象など、環境問題に対応した緑の充実

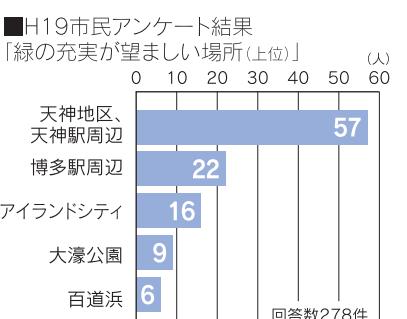
■ヒートアイランド現象発生状況と緑被率(H16)



- ◆本市の年平均気温が100年間で2.6℃上昇
- ◆ヒートアイランド現象による熱中症の危険や熱帯夜日数の増加

### 都心部などの拠点における、より風格やにぎわいのある緑の風景づくり

- ◆市民アンケートで緑を増やしたい場所は「天神」「博多」がダントツ
- ◆2011年、九州新幹線開通
- ◆入込観光客数の増加



### 緑の質の向上による緑のストックの有効活用

- ◆これまでに整備した公園の約4割が老朽化
- ◆市民アンケートで「身近な緑の満足度」が減少傾向、「近くの公園で子どもが安心して遊べない」と感じている人が約4割

■設置年別都市公園数



昭和50年代に全体の37%を建設  
今後10年間にこれらの公園が再整備の対象となる

### 市民・企業などによる主体的な緑のまちづくりの推進、新たな制度の活用

- ◆緑のまちづくりへ参加意欲のある人が増加する一方、参加度は低い
- ◆緑化地域など、新たな制度の活用



## 重点分野のうち特徴的なもの および 新規に実施または拡充する事業・取組

### ア 二酸化炭素吸収など、多様な公益的機能を有する森林の保全

- 手入れの行き届いた人工林は、天然林(荒廃森林を含む)の約1.7倍の二酸化炭素を吸収します。脊振山系などの手入れ不足により荒廃した森林を「森林環境税」の活用などにより再生します。

■森林再生のイメージ



■市街地に残る樹林地



- 荒廃森林再生事業
- 森林育成事業
- 水源かん養林整備事業

- 永続性のある樹林地の面積
- 森林による二酸化炭素吸収量



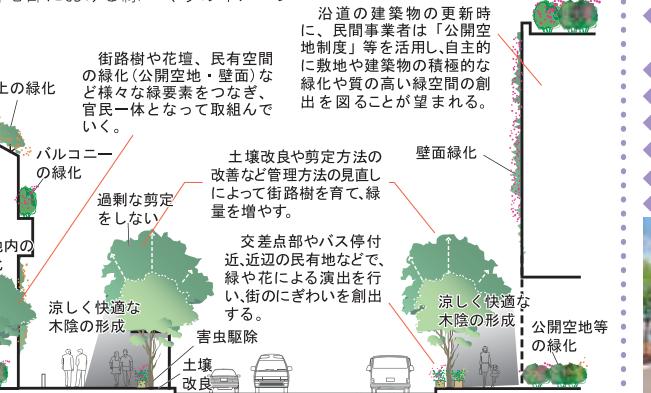
### 力 都心部での緑の顔づくり、歴史を彩る緑づくり

- 多くの市民や観光客が訪れる都心部や都心部ウォーターフロント地区で、緑の顔づくりや、拠点間の緑豊かな回遊路づくり、緑による歴史的風致の保全と創出に取り組みます。

■都心部における緑づくりの考え方



■都心部における緑づくりのイメージ



- 民有地緑化助成制度の拡充

- 緑化基準の設定 (緑化の義務化の検討)
- 都心公園シンボル緑の創造
- 既存街路樹の育成・再生
- 公園再整備事業
- 屋上・壁面緑化助成
- 博多駅前の緑の顔づくり
- 舞鶴城址将来構想の推進

- 都心部の緑が豊かであると感じている市民の割合
- 都心部の緑被面積、緑被率



出典: 天神明治通りまちづくり協議会中間報告

### キ 新たな拠点における緑の顔づくり

- アイランドシティ、東部副都心、伊都など新たな拠点で、地区の顔となる緑づくりを、官民協働で行います。

■アイランドシティにおける取組箇所



■アイランドシティの水と緑のまちづくり



■アイランドシティの緑豊かな街並み



- アイランドシティのまちづくり・みなどづくり
- 千早駅周辺のまちづくり
- 九州大学移転に伴う西部地域のまちづくり

- アイランドシティまちづくりエリアの緑被面積、緑被率

### ク 既存ストックを活かした、多様なニーズに対応する緑の公共空間の充実

- 既存の公園の再整備や効率的な管理・活用を図りながら、公園への多様なニーズに応える取組を行います。
- 公共施設の緑の量や質の充実に取り組みます。

■公園再整備のイメージ



■公園再整備のイメージ



- 公園再整備事業
- 舞鶴城址将来構想の推進
- 動植物園の再生
- かなたけの里公園整備
- 公共施設緑化の強化
- 街路樹再整備
- 身近な公園個性化事業

- 身近なところに公園があると感じている市民の割合
- 地域の公園に親しみを感じている市民の割合
- 公園再整備箇所数
- 公共公益施設の緑の面積

### ス [12の重点分野を支える取り組みの方向性] 市民・企業による緑のまちづくり活動の促進、新たな制度等の活用

- 市民による緑のまちづくり活動や、企業等による緑を通じた社会貢献を促進します。
- 新たな法制度等を活用するとともに、都市緑化基金の一層の活用や新たな財源の確保を検討します。

■緑豊かな住宅地



- 地域内連携公園管理の推進
- 市民植樹運動の展開
- 緑化基準の設定 (緑化の義務化の検討)
- 緑の社会貢献企業の促進
- 市民参加による緑地の保全・管理活動の充実
- 新たな財源の確保

- 身近な公園個性化事業
- 緑の活動支援事業
- フラワーハートシティ事業

- 緑のまちづくり活動に参加している市民の割合
- 街路花壇協定締結団体数
- 地域の森づくり・花づくり活動認定団体数
- 地域内連携公園管理の実施公園数



## 新規に実施または拡充する事業・取組

### ●荒廃森林の再生

荒廃した森林を再生することで、二酸化炭素吸収などの森林の公益的機能を向上させます。

### ●緑化基準の設定や緑化助成の拡充等による民有地の緑化推進・誘導

民有地の緑化を推進・誘導するため、一定規模以上の敷地における建築物の新增改築時の緑化基準を定めたり、既存の民有地緑化助成制度の拡充や周知を図ります。

### ●都心のシンボルとなる緑の創造

都心の顔となる場所で緑化を推進するとともに、核となる都市公園を都心のシンボルとして再生します。

### ●既存街路樹の育成・再生

既存の街路樹を大きく育て、風格があるとともに、快適な道路空間を創出します。

### ●公園の再整備

老朽化が進んだ公園や利用者のニーズに合わなくなつた公園を、住民参加を行なながら、計画的・効率的に再整備を行います。

### ●地域内連携公園管理の推進

身近な公園の管理を地域住民との共働で行なうことで、身近な緑への満足度を高めます。

### ●市民植樹運動の展開

行政のみならず、市民や企業とともに市内の緑を増やす植樹運動を展開します。